

各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱

(令和2年8月17日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、岐阜県が発令した新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に伴う障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下「事業所」という。）に対する休業要請及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定による事業所に対する施設の使用制限等の要請（以下「休業要請」と総称する。）の解除後に事業所が行う障害児に対する継続的な支援に支障が生じないようにすることを目的に、予算の範囲内で障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）、児童発達支援（同条第2項に規定する児童発達支援をいう。）及び医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）を提供する事業所とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、休業要請前から障害児通所給付費（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費をいう。）の支給決定を市から受けていた児童について、休業要請に伴い令和2年4月11日から同年5月31日までの期間において本来の支援利用予定日に支援を行わなかったと市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、児童1人につき、本来の支援利用予定日に支援を行わなかった日数に岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱（令和2年8月17日付障第638号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知別添）別記第1号様式別紙2、別紙3、別紙4又は別紙5に規定する基準額を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に岐阜県障害児通所支援事業所継続支援

事業費補助金交付要綱別記第1号様式別紙2、別紙3、別紙4又は別紙5を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(手続の省略)

第9条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(守秘義務)

第10条 補助事業者及びその従事者は、補助事業により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月11日以後の支援利用予定日に係る補助事業について適用する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

印

各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付申請書

次のとおり、各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金の交付を受けた
いので、各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱第5条の規定
により申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 受給者別明細

受給者番号	児童氏名	対象日数	対象金額 (円)

3 添付書類

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱別記第1号様式別紙2、別紙3、別紙4又は別紙5

様式第 2 号（第 6 条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金については、各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業は、年 月 日付けで申請のあった各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

_____ 円

交付条件

- 1 この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。
- 2 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。
- 3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。
- 4 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（事業者名）

（代表者名）

印

各務原市障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け各務原市指令 第 号で交付決定を受けた補助金について、交付を受けたいので次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

事業者名		
所在地		
電話番号		
F A X		
振込口座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通
	口座番号	